

【表紙】

| | |
|---------------------|---------------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成24年 8 月14日 |
| 【会社名】 | 株式会社小僧寿し |
| 【英訳名】 | Kozosushi Co.,LTD. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 木村 育生 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区築地三丁目 9 番 9 号 |
| 【電話番号】 | (03) 6226 - 4400 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 管理本部長 平岡 晋一 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区築地三丁目 9 番 9 号 |
| 【電話番号】 | (03) 6226 - 4400 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 管理本部長 平岡 晋一 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 280,000,720円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号) |

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|----------|--|
| 普通株式 | 921,055株 | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株です。 |

(注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集(以下「本第三者割当」といいます。)は、平成24年8月14日(火)開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|----------|-------------|-------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | 921,055株 | 280,000,720 | 140,000,720 |
| 一般募集 | - | - | - |
| 計(総発行株式) | 921,055株 | 280,000,720 | 140,000,720 |

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は140,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

| 発行価格(円) | 資本組入額(円) | 申込株数単位 | 申込期間 | 申込証拠金(円) | 払込期日 |
|---------|----------|--------|---------------|----------|---------------|
| 304 | 921,055 | 100株 | 平成24年8月30日(木) | - | 平成24年8月31日(金) |

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとし、
4. 払込期日までに、本第三者割当の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われな
いこととなります。

(3)【申込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---------------|-----------------|
| 株式会社小僧寿し 管理本部 | 東京都中央区築地三丁目9番9号 |

(4)【払込取扱場所】

| 店名 | 所在地 |
|---------------------|----------------------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 西池袋支店 | 東京都豊島区西池袋 1 - 22 - 8 |

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いはありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|-------------|--------------|-------------|
| 280,000,720 | 8,000,000 | 272,000,720 |

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、書類作成費用、弁護士費用、登記費用等を見込んでおります。

(2)【手取金の使途】

上記手取概算額272,000,720については、当社の新店舗設営プロジェクトと既存店への設備投資に充当させていただきます。

各社の強みを合わせることにより、競争力のある新店舗(新ラインナップ)を展開する共に、既存店の移転・改装を再開し、事業の拡大と利益率の向上を目指すものであります。

当社は、4年前に既存店のプロトタイプ店舗への転換を行いました。その後はスクラップ&ビルド等積極的な既存店の改装は控えており、新規出店につきましても、平成18年4月より凍結させていたため、小僧寿しの商圏は、大型スーパーの出店、生活道路や新旧住宅地の変遷による環境の変化等により、立地条件が低下した店舗が増えておりました。

本年3月、株式会社すかいらーくから、イコールパートナーズ株式会社に親会社が変わったことを機に、このような状況を一新すべく、積極的な投資による売上の拡大を進めていく方針へと転換し、新たな出店・店舗改装計画を策定いたしております。

計画の骨子は、新タイプによるフラッグ店の出店、販売方法、動線の整備、陳列ケースの見直し、付加価値のある収益力の高い店舗モデルの創造であり、併せて新商品及び新ブランドの開発を行ってまいります。また、平成24年7月27日「子会社の設立及び子会社における事業の一部譲受けに関するお知らせ」にて開示の通り、持ち帰り寿し「茶月」ブランドにおける出店も進めて参ります。

当該出店・店舗改装計画は、当社の売上の向上、新モデル店舗によるオペレーションの効率化、小僧寿しブランドの強化を目的としており、企業価値の向上に資するものであるため、その資金の使途には十分に合理性があるものと判断しております。

具体的には、平成24年9月から平成25年12月の間における関東地域15店舗の出店計画であり、概算費用は、新規出店・移転に伴う敷金・保証金も含めて算出しております。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本第三者割当の他、当社従業員等向けのストックオプションとする目的で、平成24年8月14日開催の取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。

（本新株予約権の概要）

| | |
|---------------------|---|
| (1) 割当日 | 平成24年9月11日 |
| (2) 新株予約権の個数 | 13,570個 |
| (3) 払込価額 | 10,481,468円（1個当たり772円） |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 1,357,000株 |
| (5) 行使価額 | 337円 |
| (6) 募集又は割当方法（割当予定先） | 第三者割当の方法によります。 （当社従業員又は当社子会社従業員及び加盟店事業主） |
| (7) その他 | 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。 |

当社は、当社の主要株主であるイコールパートナーズ株式会社から、その保有株式の譲渡について、以下のとおり報告を受けております。これについて、当社は、平成24年8月14日に、有価証券通知書を提出しております。

（売出の概要）

| 種類 | 売出数 | 売出総額 | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 |
|------|------------|--------------|--------------------------------------|
| 普通株式 | 1,567,000株 | 419,550,000円 | イコールパートナーズ株式会社 東京都品川区北品川五丁目11番19号 |

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

日成ビルド工業

| | |
|---|--|
| a．割当予定先の概要 | |
| 名称 | 日成ビルド工業株式会社 |
| 本店の所在地 | 石川県金沢市金石北三丁目16番10号 |
| 届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日 | （有価証券報告書） 事業年度第52期 （自平成23年4月1日 至平成24年3月31日） 平成24年6月28日 関東財務局長に提出 （四半期報告書） 事業年度第53期第1四半期 （自平成24年4月1日 至平成24年6月30日） 平成24年8月10日 関東財務局長に提出 |
| b．提出者と割当予定先との間の関係 | |
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成24年8月14日現在のものです。

ラックランド

| a．割当予定先の概要 | |
|---|--|
| 名称 | 株式会社ラックランド |
| 本店の所在地 | 東京都新宿区西新宿三丁目18番20号 |
| 届出書の提出日において既に提出されている当該割当予定先の直近の有価証券報告書等の提出日 | <p>（有価証券報告書） 事業年度第42期 （自平成23年1月1日 至平成23年12月31日） 平成24年3月29日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第43期第1四半期 （自平成24年1月1日 至平成24年3月31日） 平成24年5月11日 関東財務局長に提出</p> <p>（四半期報告書） 事業年度第43期第2四半期 （自平成24年4月1日 至平成24年6月30日） 平成24年8月10日 関東財務局長に提出</p> |
| b．提出者と割当予定先との間の関係 | |
| 出資関係 | 当社の発行済み株式の0.08%を保有しております。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成24年8月14日現在のものです。

株式会社S I G

| a．割当予定先の概要 | |
|-------------------|--|
| 名称 | 株式会社S I G |
| 本店の所在地 | 東京都江東区亀戸一丁目4番2号 |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 石川 純一 |
| 資本金 | 50,000,000円 |
| 主な事業内容 | グループ企業の経営統括事業 （チェーンストア経営支援サービス、食品製造技術の指導） |
| 主な出資者及び出資比率 | 石川 純一 100% |
| b．提出者と割当予定先との間の関係 | |
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 該当事項はありません。 |

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成24年8月14日現在のものです。

リーテイルブランディング株式会社

| a. 割当予定先の概要 | |
|--------------------|---|
| 名称 | リーテイルブランディング株式会社 |
| 本店の所在地 | 東京都港区北青山二丁目12番16号 |
| 代表者の役職及び氏名 | 代表取締役 秋元 之浩 |
| 資本金 | 391,180,330円 |
| 主な事業内容 | 企業・事業におけるM & A 仲介 F Cシステム構築・加盟開発 不動産物件仲介・立地診断 店舗デザイン・企画・内外装の設計・施工・監査 商業施設を多店舗展開している本部機強化支援・経営コンサルティング ブランド戦略支援 店舗への商品物流全般の供給最適化支援 店舗資産管理 |
| 主な出資者及び出資比率 | 秋元 之浩 76.00% |
| b. 提出者と割当予定先との間の関係 | |
| 出資関係 | 該当事項はありません。 |
| 人的関係 | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係 | 購買物流情報流改善について業務提携契約を締結しております。 |

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成24年8月14日現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先である日成ビルド工業株式会社(以下「日成ビルド工業」という。)は、プランニングから、施行、アフターサービスに至るトータルサポート体制を有したプレハブ工法のパイオニアであります。

株式会社ラックランド(以下「ラックランド」という。)は、商空間創りを通じ、「みんなの笑顔をつくりだすこと」をミッションに掲げ、従来の枠組みを超えた商空間の総合サービスを提供する会社であります。

当社代表取締役である木村育生は、今後の当社の店舗展開及び運営方法等について、割当予定先に相談を行っていたところ、日成ビルド工業については、同社の強みであるプレハブハウスによる店舗作りにより、開発・設計から施工・アフターサービスに至る一貫したソリューション体制により全面的なサポート体制で協力をいただけることとなり、また、ラックランドについては、同社の強みを有する店舗出店までの立地選定、商圈調査、コンセプトメイキング、事業計画、店舗デザイン、設備設計、内装工事、保守メンテナンス等様々な角度から総合的にアドバイスをいただけることとなりました。

また、割当先である株式会社S I G(以下「S I G」という。)は流通業における商流のバリューチェーンイノベーター企業を支援する企業グループの持株会社であり、S I Gグループでは多店舗展開企業の経営ICTリソースを提供しております。今後の当社の店舗開発にS I Gグループの多店舗展開企業に対するシステム開発のノウハウを提供いただけることとなりました。

また、割当先であるリーテイルブランディング株式会社(以下「R B」という。)は、伊藤忠商事株式会社の社内ベンチャーとして誕生した小売業・流通業に特化した経営支援会社であります。流通・小売分野を得意領域としており、当社のフランチャイズパッケージの再構築・新規フランチャイズ加盟者の獲得、集中購買システムの確立などにおいて業務提携を行っております。

今後は、本業務提携に基づき、日成ビルド工業、ラックランド、S I G及びR Bの協力の下、より迅速かつ効率的な店舗開発を行い、出店コストを抑えながら売上高の向上を図ってまいりたいと考えております。

今般の協力関係構築にあたり、日成ビルド工業、ラックランド、S I G及びR Bとさらなる関係強化を図ることを目的として、各社を割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

| | | |
|------------------|--------|----------|
| 日成ビルド工業株式会社 | 当社普通株式 | 328,948株 |
| 株式会社ラックランド | 当社普通株式 | 328,948株 |
| 株式会社S I G | 当社普通株式 | 164,474株 |
| リーテイルブランディング株式会社 | 当社普通株式 | 98,685株 |

e．株券等の保有方針

当社は、当社株式について、日成ビルド工業、ラックランド、S I G及びR Bとの間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。

しかし、日成ビルド工業及びラックランド、S I G及びR Bは、当社との事業上の協力関係を構築することを目指すものであり、中長期的に保有いただけるものと考えております。

また、当社は日成ビルド工業、ラックランド、S I G及びR Bから、それぞれ、払込期日より2年以内に処分及び割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、市場による売却を除き、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得致します。また、当社は日成ビルド工業、ラックランド、S I G及びR Bが当社株式につき、担保提供または貸株を行う場合は、事前に当社に報告することを、それぞれ払込期日までに書面で確認いたします。

f．払込みに要する資金等の状況

日成ビルド工業及びラックランドが直近に提出している有価証券報告書及び四半期報告書において、現預金等の流動資産の状況を確認しております。

S I G及びR Bは、直近の財務諸表から売上高、総資産、純資産等の状況を確認し、払い込み資金に要する資金が十分にあることを確認しております。

よって、本第三者割当に係る払込みに必要かつ十分な資金を有しているものと判断しております。

g．割当予定先の実態

当社は、日成ビルド工業は株式会社東京証券取引所市場第1部、ラックランドについては株式会社東京証券取引所市場第2部に上場しており、両社がそれぞれ提出しているコーポレートガバナンス報告書（最終更新日：日成ビルド工業は平成24年6月28日、ラックランドは平成22年3月29日）において、反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然とした姿勢で組織的対応することが謳われていることを確認しております。

また、S I G及びR Bは、第三者の信用調査機関である株式会社トクチョー（東京都千代田区神田駿河台3丁目2番1号 代表取締役 荒川一枝氏）に法人及び会社関係者に対する調査を依頼した結果、割当予定先及び会社関係者について反社会勢力との関わりを示す情報などは掌握されていないため、反社会勢力と関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を平成24年8月3日付けで受領いたしました。

よって、当社は、割当予定先並びに役員及び従業員が反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成24年8月13日)の大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の、直前営業日終値を参考に304円といたしました。なお、当該発行価格につきましては、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値213円からのプレミアム率が42.09%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値245円からのプレミアム率が24.07%、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値276円からのプレミアム率が10.11%であります。

上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直前日の価格)を基準として決定することとされているため、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。

なお、本日開催した本第三者割当に係る取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役2名)は、本第三者割当の実施を決議した取締役会において、発行価格である304円は、当該取締役会決議日の直前営業日の大阪証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値からのディスカウント率は9.79%であり、当該取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値、同3ヶ月間の終値平均値及び同6ヶ月間の終値平均値のいずれの株価からもプレミアムされた価格であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、上記発行価格が割当予定先に特に有利な金額又は特に有利な条件による発行には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当により増加する株式数は921,055株(議決権9,210個)であり、本第三者割当により、当社の平成24年6月30日現在の発行済株式数13,188,884株(総議決権数129,364個)に対して6.98%の割合(総議決権に対する割合7.12%)で希薄化が生じることとなります。

しかし、上記「1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」のとおり、日成ビルド工業及びブラックランドとの協力によって、迅速かつ効率的な店舗展開が可能となることなどにより今後売上高の向上が図れるものと考えており、本第三者割当による割当予定先との関係の強化は、当社の企業価値の向上につながるものであります。

したがって、当社としては、本第三者割当により一時的な株式の希薄化は生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上につながるため、本第三者割当の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本第三者割当は、下記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、希薄化率が25%未満であり、新たに支配株主となる者は生じないため、大規模な第三者割当に関する事項について該当はないものの、支配株主の異動(支配株主であった株主が支配株主ではなくなります。)を伴うことから、大阪証券取引所の企業行動規範に関する規則により、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認のいずれかの手続きをとる必要があります。

そのため、当社は、経営者から一定程度独立していると認められる社外監査役の豊岡拓也氏に対し、本第三者割当に係る調達資金の金額、その具体的な用途及び支出予定時期、資金調達方法や発行価格等の合理性、本第三者割当による当社の企業価値の向上その他必要と思われる事項の説明を行うとともに、同氏からの質問に対して回答しました。

豊岡拓也氏は、上記の説明等を踏まえ、慎重に検討を行った結果、本第三者割当は、当社と割当予定先の協働関係を強化し、当社の財務基盤を安定させるとともに、今後の当社の企業価値の向上に資するものであってその必要性が認められ、かつ、本第三者割当による希薄化率、発行価格の決定方法、資金使途などを考慮すれば、他の資金調達方法との比較における相当性も認められると判断し、当社に対し、平成24年8月13日付でその旨の意見書を提出しております。

当社取締役会は、豊岡拓也氏の上記意見書の内容を踏まえ、本第三者割当による新株式の発行を決議したものであります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

平成24年6月30日現在の当社の発行済株式総数13,188,884株に係る議決権の総数は129,364個で、本第三者割当により発行される新株式921,055株に係る議決権数は9,210個となるため、発行済株式総数に対して6.98%(議決権数に対して7.12%)の割合となり、希薄化率は25%未満であり、また、本第三者割当によって新たに支配株主となる者は生じないため、大規模な第三者割当に関する事項について該当はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%) | 割当後の所有 株式数 (千株) | 割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%) |
|------------------------|-----------------------|---------------|-----------------------------------|-----------------------|---|
| イコールパートナーズ(株) | 東京都品川区北品川五丁目 11-19 | 6,808 | 52.63 | 5,241 | 37.83 |
| あかつきフィナンシャル グループ(株) | 東京都中央区日本橋小舟町 8-1 | - | - | 1,230 | 8.88 |
| 株式会社ラックランド | 東京都新宿区西新宿三丁目 18-20 | 10 | 0.08 | 338 | 2.45 |
| 日成ビルド工業株式会社 | 石川県金沢市金石北三丁目 16-10 | - | - | 328 | 2.37 |
| 小僧寿し本部取引先持株 会 | 東京都中央区築地三丁目9 -9 | 379 | 2.93 | 379 | 2.74 |
| 株式会社SIG | 東京都江東区亀戸一丁目4 -2 | - | - | 164 | 1.19 |
| 大阪証券金融(株) | 大阪府大阪市中央区北浜二 丁目4-6 | 184 | 1.43 | 184 | 1.33 |
| OKASAN INTERNATIONAL | HONG KONG | 100 | 0.77 | 100 | 0.72 |
| リーテイルブランディン グ(株) | 東京都港区北青山二丁目12 -16 | - | - | 98 | 0.71 |
| 古田 勇一郎 | 東京都板橋区 | 91 | 0.71 | 91 | 0.66 |
| マネックス証券(株) | 東京都千代田区丸の内一丁 目11-1 | 64 | 0.50 | 64 | 0.46 |
| 合計 | - | 7,636 | 59.05 | 8,222 | 59.34 |

- (注) 1. 新株式発行前の大株主構成は平成24年6月30日時点の株主名簿を基に、平成24年8月13日までに大量保有報告書等により異動が確認できるものにより作成しております。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本第三者割当に係る新株式発行後の当社株式(単元未満株式及び自己株式を除きます。)に係る議決権数(138,575個)に対する割合です。
4. 本第三者割当の割当予定先以外の株主(新株式発行前からの株主)の総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成24年6月30日より平成24年8月13日までに大量保有報告書等により異動が確認できるもの以外に保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
5. 本日、開示の「親会社の売出に関するお知らせ」にありますとおり、親会社であるイコールパートナーズ株式会社より、平成24年8月15日予定で、あかつきフィナンシャルグループ株式会社に対し1,230,000株、三谷産業株式会社に対し、337,000株の当社普通株式を譲渡する旨の報告を受けております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスク

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第44期）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第44期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

（平成24年3月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成24年3月29日開催の当社第44回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

取締役として、木村育生、小野雅司及び秋元之浩を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、木梨陽次、豊岡拓也及び野本彰を選任する。

(3) 当該決議事項に関する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 決議の結果 | |
|-------|--------|-------|-------|--------|----|
| | | | | 賛成比率 | 可否 |
| 第1号議案 | | | | | |
| 木村 育生 | 17,225 | 137 | - | 99.21% | 可決 |
| 小野 雅司 | 17,243 | 149 | - | 99.14% | 可決 |
| 秋元 之浩 | 17,259 | 133 | - | 99.24% | 可決 |
| 第2号議案 | | | | | |
| 木梨 陽次 | 17,301 | 91 | - | 99.48% | 可決 |
| 豊岡 拓也 | 17,286 | 106 | - | 99.39% | 可決 |
| 野本 彰 | 17,280 | 112 | - | 99.36% | 可決 |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。
- 3. 賛成比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

(平成24年3月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う公認会計士等の異動について平成24年3月29日開催の監査役会において、一時的会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る公認会計士等

退任する会計監査人の名称及び事務所所在地

名称：有限責任監査法人トーマツ

事務所所在地：東京都港区芝浦四丁目13番23号 M S 芝浦ビル

業務執行社員：海老原 一郎 小林 弘幸

新たに就任する一時的会計監査人の名称及び事務所所在地

名称：東陽監査法人

事務所所在地：東京都千代田区神田美土代町7番地 住友不動産神田ビル6階

業務執行社員：金野 栄太郎 中里 直記

(2) 異動年月日

平成24年 3 月29日

(3) 退任する公認会計士等の直近における就任年月日

平成23年 3 月26日

(4) 退任する公認会計士等が直近 3 年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

平成24年 3 月14日付で、有限責任監査法人トーマツより、平成24年 3 月29日開催の第44期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により会計監査人を退任する旨の退任届けを書面にて受領し、当社と協議の上、退任することとなりました。

当社は、平成24年 3 月29日開催の監査役会において、会社法第346条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、東陽監査法人を一時会計監査人として選任することを決議いたしました。

なお、同監査法人からは、一時会計監査人への就任を承諾する旨の通知をうけております。

(6) 5 の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する公認会計士等の意見

特段の意見はないとの申し出を受けております。

(平成24年 6 月 1 日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成24年 5 月30日開催の当社臨時株主総会において決議事項が決議されましたので金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定により提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年 5 月30日

(2) 当該決議事項の内容

第 1 号議案 資本準備金の額の減少および剰余金の処分の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案 取締役 2 名の選任の件

取締役として、林正栄及び平岡晋一を選任する。

第 4 号議案 会計監査人の選任の件

(3) 当該決議事項に関する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
ならびに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 決議の結果 | |
|-------|--------|-------|-------|--------|----|
| | | | | 賛成比率 | 可否 |
| 第1号議案 | 17,291 | 154 | - | 99.12% | 可決 |
| 第2号議案 | 17,330 | 115 | - | 99.34% | 可決 |
| 第3号議案 | | | | | |
| 林 正栄 | 17,301 | 144 | - | 99.18% | 可決 |
| 平岡 晋一 | 17,296 | 149 | - | 99.15% | 可決 |
| 第4号議案 | 17,357 | 88 | - | 99.50% | 可決 |

(注) 1. 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

・第1号議案及び第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

3. 賛成比率は、小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

| | | | |
|---------|---------------------|------------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度 (第44期) | 自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日 | 平成24年3月29日 関東財務局長に提出 |
| 四半期報告書 | 事業年度 (第45期第2四半期) | 自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日 | 平成24年8月14日 関東財務局長に提出 |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月14日

株式会社小僧寿し
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 金野 栄太郎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中里 直記 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿しの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社小僧寿し及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、資本準備金の減少及び剰余金の処分について、平成24年5月30日開催の臨時株主総会で決議し、平成24年8月3日付で効力が発生した。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年7月27日開催の取締役会決議に基づき、平成24年9月19日（予定）をもって、会社100%出資による子会社を設立し、当該子会社が、株式会社春陽堂及びその子会社である株式会社茶月の事業のうち、関東所在の持ち帰り寿し直営店60店舗及びフランチャイズ27店舗に関する事業を譲り受ける旨の事業譲渡に関する「基本合意書」を締結した。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年8月14日開催の取締役会において、第三者割当増資による新株発行を行うことを決議した。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成24年8月14日開催の取締役会において、会社及び子会社の取締役または監査役、会社従業員等に対して、ストックオプションとして新株予約権の発行を行うことを決議した。
- 当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成23年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して平成23年8月10日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して平成24年3月22日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月25日

株式会社 小僧寿し本部

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | |
|--------------------|-------|----------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 海老原 一郎 印 |
|--------------------|-------|----------|

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 服部 一利 印 |
|--------------------|-------|---------|

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿し本部の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し本部及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社小僧寿し本部の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社小僧寿し本部が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月22日

株式会社 小僧寿し本部

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 海老原 一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 弘幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿し本部の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し本部及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、イコールパートナーズ株式会社による公開買付けの結果、平成24年3月21日付けにて同社が会社の親会社となった。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社小僧寿し本部の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社小僧寿し本部が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月25日

株式会社 小僧寿し本部

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

| | | |
|--------------------|-------|----------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 海老原 一郎 印 |
|--------------------|-------|----------|

| | | |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 服部 一利 印 |
|--------------------|-------|---------|

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿し本部の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し本部の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月22日

株式会社 小僧寿し本部

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 海老原 一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 弘幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社小僧寿し本部の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社小僧寿し本部の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、イコールパートナーズ株式会社による公開買付けの結果、平成24年3月21日付けにて同社が会社の親会社となった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。